

お客様各位

エネックス株式会社
 東京都東村山市本町2-19-4
 お客様サービスセンター
 TEL 042-397-5111
 FAX 042-397-5119

2019年11月検針分
 エネックス都市ガス料金のお知らせ

当社は、「原料費調整制度」に基づき、2019年11月検針分の単位料金を下記のとおり変更いたします。

料金表	1ヶ月のガス使用量	基本料金 (円/件・月)	基準 単位料金 (円/m ³)	原料費 調整単価 (円/m ³)	2019年11月検針分 検針分 単位料金 (円/m ³)	調整額 (円/m ³)	2019年10月検針分 検針分 単位料金 (円/m ³)	前月差 (円/m ³)
A表	0m ³ から20m ³ まで	707.94	135.52	▲ 2.89	132.63	▲ 3.15	132.37	0.26
B表	20m ³ をこえ80m ³ まで	984.94	121.67	▲ 2.89	118.78	▲ 3.15	118.52	0.26
C表	80m ³ をこえ200m ³ まで	1,148.94	119.62	▲ 2.89	116.73	▲ 3.15	116.47	0.26
D表	200m ³ をこえ500m ³ まで	1,764.94	116.54	▲ 2.89	113.65	▲ 3.15	113.39	0.26
E表	500m ³ をこえ800m ³ まで	4,159.94	111.75	▲ 2.89	108.86	▲ 3.15	108.60	0.26
F表	800m ³ をこえる場合	10,079.94	104.35	▲ 2.89	101.46	▲ 3.15	101.20	0.26

- 当社の都市ガス料金は、お客さまのガスの月々のご使用量に応じて、A表からF表の基本料金および従量料金を適用して計算します。
- 単位料金は毎月、輸入する原料の値段（基準平均原料価格 57,250 円/t）によって変動致します。
平均原料価格(貿易統計にもとづく3ヶ月の平均原料価格)が基準平均原料価格を上回る場合はプラス調整を、下回る場合はマイナス調整をおこないます。
従って、単位料金は毎月変動します。【基準単位料金 + 原料費調整単価 = 単位料金】
- 基本料金と基準単位料金は変動しません。

■ガス料金の計算方法



※ガス料金は1円未満を切り捨てます。

※内消費税等相当額は次の算式で算定します。【内消費税等相当額 = ガス料金 × 消費税率 ÷ (1 + 消費税率)】

■標準家庭におけるガス料金

月間ガス使用量	令和1年11月 検針分の ガス料金	令和1年10月 検針分の ガス料金	前月の ガス料金との 比較
30m ³	4,548 円	4,540 円	8 円

※標準家庭ガス料金は、ご家庭1件の1ヵ月あたりの平均使用量（平成24年度～平成28年度の5ヵ年平均）に基づき算定しています。

2019年9月30日

お客様各位

エネックス株式会社
東京都東村山市本町2-19-4
お客様サービスセンター
TEL 042-397-5111
FAX 042-397-5119

原料費調整単価のお知らせ

「エネックス都市ガス料金」の、2019年11月検針分の原料費調整単価を以下のとおりいたします。

1. 原料費調整単価

2019年11月検針分のご使用量には、原料費調整単価が適用されます。

▲ 2.95円/立方メートル

2. 原料価格の変動

	2019年11月検針分		2019年10月検針分		対前期 差額
	2019年6月～	2019年8月 の平均	2019年5月～	2019年7月 の平均	
平均原料価格 (a)	53,880 円/トン		53,590 円/トン		290 円/トン
LNG	54,070 円/トン		53,430 円/トン		640 円/トン
LPG	48,200 円/トン		53,990 円/トン		-5,790 円/トン
基準平均原料価格 (b)	57,250 円/トン				
差額 (a-b)	-3,370 円/トン		-3,660 円/トン		290 円/トン

3. 原料費調整単価の算定方法

<原料価格の変動による単位料金調整額の算定>

■平均原料価格の算定

$$\begin{array}{r} \text{LNG平均原料価格(貿易統計値)} \quad 54,070 \quad \times \quad 0.9479 \\ + \text{LPG平均原料価格(貿易統計値)} \quad 48,200 \quad \times \quad 0.0546 \\ \hline 53,884.67 \\ \downarrow \text{10円未満四捨五入} \\ 53,880 \text{ 円/トン} \end{array}$$

■原料価格変動額の算定

$$53,880 \text{ 円/トン} - 57,250 \text{ 円/トン} = -3,370 \text{ 円/トン} \\ \downarrow \text{100円未満切捨て} \\ -3,300 \text{ 円/トン}$$

■単位料金調整額(m³あたり調整額)の算定

$$\begin{array}{l} \text{原料費調整単価} = -3,300 \text{ 円/トン} \div 100 \text{円} \quad \times \quad 0.081 \times 1.10^{*1} \\ = -2.95 \text{ 円}^{*2} \end{array}$$

*1 変動額100円につき単位料金を0.0891(0.081×1.10)円調整します。

*2 調整額がプラスの時は少数点第3位以下を切り捨て、マイナスの時は少数点第3位以下を切り上げます。